

医療情報取得加算について

当院は患者さんに関わる情報を十分に活用し、最善の診療を実施する体制を整えています。

そのため、厚生労働省大臣の定める施設基準に適合しており「医療情報取得加算」を令和6年7月1日より算定いたします。

「医療情報取得加算」とは、オンライン資格確認システムを導入していることを前提に、薬剤情報や特定検査情報、その他必要な情報の取得・活用にかかる評価を目的に算定されるものです。

正確な情報取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

2024年7月1日より窓口負担が変更となります。(○:する ×:しない)

	マイナ保険証	情報提供同意	保険点数	
初診 (初診時に限る)	×		医療情報取得加算1	3点
	○	×		
	○	○	医療情報取得加算2	1点
再診 (3ヶ月に1回 限り算定)	×		医療情報取得加算3	2点
	○	×		
	○	○	医療情報取得加算4	1点

※他院より紹介状を持参の場合、医療情報取得加算2（初診時）・医療情報取得加算4（再診時）となります。

公益社団法人いちょうの樹
メンタルホスピタル鹿児島